第3章

計画の基本的考え方

第３章　計画の基本的考え方

１　基本理念

この計画は、こどもを権利の主体として尊重し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、こども基本法第３条の基本理念や条例、第二期計画等を踏まえ、次の３項目を基本理念とします。

⑴　すべてのこどもが、個人として尊重され、明るく健やかに成長できる環境をつくること

⑵　すべてのこどもの声や願いが届き、こどもたちが生まれ育った環境にかかわらず、将来にわたって夢や希望を持てるまちをつくること

⑶　こどもを持ちたいと希望する人が安心してこどもを生み育てることができ、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会をつくること

2　基本方針

この計画は、次の５項目を基本方針として策定します。

⑴　こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、一人ひとりがさまざまな個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。輝く未来と無限の可能性を持つすべてのこども・若者の幸せを第一に考え、こども・若者の最善の利益が実現される社会を目指します。

⑵　こどもや若者・子育て当事者の視点を尊重し、ともに進める

こども・若者が意見表明・社会参画するうえで欠かせない意見形成への支援を進めるとともに、こどもや若者、子育て当事者が安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、こども施策への意見反映に努め、こども施策の質の向上を図ります。

⑶　ライフステージに応じて切れ目なく支援する

さまざまな分野の関係機関・団体が有機的に連携し、こども・若者の成長段階に応じて切れ目なく支援を行い、こどもの誕生前から大人になるまでの過程を社会全体で支える取組を推進します。

⑷　すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

一人ひとりのこども・若者が良好な成育環境のもと自らの可能性に挑戦しながら、夢と希望、誇りをもって成長し、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりに向けた取組を進めます。

⑸　結婚、子育てに関する希望の実現に取り組む

若者が希望をもって生きられる社会を目指し、雇用と所得環境の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を尊重することを前提に、結婚、子育てを希望する人が、安心して結婚・子育てを実現できるよう支援を進めます。

3　全体目標

項　　目	市※2		国※3	
	現状（R6）	目標（R11）	現状	目標
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	25.9%	70%	15.7%	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	64.4%	70%	60.8%	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合	66.8%	70%	60.0%	70%
「学校ではすぐに友達ができる」と思うこどもの割合※1	81.1%	87%	74.2%	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	79.0%	90%	84.1%	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	97.2%	現状維持	97.1%	現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	42.6%	70%	51.5%	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	19.5%	70%	20.3%	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	68.7%	80%	66.4%	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	37.6%	55%	31.0%	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	31.4%	70%	27.8%	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	84.1%	90%	83.1%	90%

※1　こども大綱では「社会的スキルを身につけているこどもの割合」と掲載
※2　市の「現状（R6）」は、「鹿児島市こども計画（仮称）策定に向けたアンケート調査」の調査結果
※3　こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」など